



別紙

母子保健計画策定指針

第1 母子保健計画策定指針について

母子保健計画は、母子保健に関する効果的な施策を総合的に推進するため、妊娠、出産、その他子育てに関する現状分析と今後の望ましい方向性等について検討を加え、地域の母子の健康や生活環境の向上を図るための体制の確立や、効果的な母子保健施策の推進に資するものである。このため、各地方公共団体においては、母子保健計画を策定することが求められる。

本指針は、各地方公共団体において母子保健計画を策定する際の参考となるものを手引きの形で示したものである。

第2 母子保健計画の策定について

1 母子保健計画策定の趣旨

少子化等に伴い子育て環境が変化する中で、安心して子どもを産み、子どもがより健やかに育まれるためには、医療や福祉、教育等の諸施策との地域での連携のもと、切れ目なく母子保健サービスが提供されることが重要となる。また、日本のどこにおいても一定の質の母子保健サービスが受けられ生命が守られるためには、地域間での健康格差の解消や、疾病や障害、経済的な状況等の個人や家庭環境の違い、多様性を踏まえた母子保健サービスの展開が求められている。

具体的には、母子保健に関する調査を通じて把握した状況に基づき、目指すべき姿を定めた上で、課題を抽出し、課題の解決に向けた数値目標の設定及び施策の明示、それらの進捗状況の評価等を実施することが重要であり、そのために、市町村又は都道府県ごとに、計画を策定し評価していくことが有効である。また、その際には、母子保健計画全体として効果を発揮しているかという観点も踏まえ、個々の施策や数値目標並びに目指すべき姿への達成状況の評価を行い、その評価結果を踏まえ、施策に反映させるとともに、必要に応じて母子保健計画の見直しを行うことが必要である。

2 母子保健計画の策定の主体

母子保健計画は、市町村及び都道府県が策定するものとする。

3 母子保健計画の内容

21世紀の母子保健の主要な取組を提示するビジョンであり、関係者、関係機関・団体が一体となつて、その達成に向けて取り組む国民運動計画である「健やか親子21（第2次）」で示された課題や指標を基本とし、母子保健計画を策定するものとする。

特に、都道府県は、県内の母子保健の状況の全体像を把握するだけでなく、市町村間の健康格差の状況、全国の母子保健の状況との比較等の広域的かつ専門的な視点に立って、県内の課題の把握等を行い、計画を策定すること。

(1) 母子保健計画の基本的な考え方

母子保健計画を策定するに当たって、策定の趣旨や、基本理念、母子保健計画の位置付け、計画の対象期間を明示すること。このうち、母子保健計画の位置付けについては、保健、福祉等他の関連する分野の内容を含む包括的な計画を策定している場合には、母子保健計画との関係も明示すること。

(2) 母子保健に関する地域の状況（地域の状況に関する指標、サービス提供の現状等）

母子保健計画の前提条件となる地域の状況について記載する。その際、母子保健に関する事項の他、公衆衛生及び社会福祉に関する事項並びに社会経済状況等に関する事項を記載することが考えられる。参考として、地域の状況に関する指標やサービス提供の状況に関する事項として考えられるものを次に示す。

ア 人口動態（母子保健水準を示す指標を含む。また、その推移、将来推計を含む。）

出生数、乳児死亡数、人工妊娠中絶率 等

イ 母子の健康状況

乳幼児のむし歯の罹患者数 等

ウ 母子保健サービス提供の状況

母子保健計画には、母子保健サービス提供の状況を把握し、評価した上で、その概要及び問題点を記載する。その際、公的サービスについてはもちろん、母子保健推進員、愛育班等の活動についても記載する。併せて、地域の福祉、教育等関連施策と母子保健との連携についても記載すること。

(3) 課題と指標の目標設定等

「健やか親子 21（第2次）」で示された課題や指標を基本とし、母子保健計画を策定する。「すべての子どもが健やかに育つ社会」の10年後の実現に向け、「健やか親子 21（第2次）」の指標について、地域の母子保健水準や状況に応じた具体的な目標設定をする。この場合、地域の状況に応じて、これに加えて独自の指標を設定することも望ましく、独自に設定した指標が全国において参考になると考えられる場合は、適宜、厚生労働省に報告すること。

また、中期的視点に立った計画を立案することが望ましいが、その際目標達成に向けた年次ごとの具体的な取組を検討することが重要である。具体的な取組について検討する際には、「健やか親子 21（第2次）」で示している具体的な取組方策の例示を参考とされたい。

(4) 評価及び見直し

設定した数値目標等を基に、達成状況を検証し、次の母子保健計画の見直しに反映させることが求められる。評価及び見直しについては、次に掲げる項目をあらかじめ母子保健計画に記載すること。



- ア 目標等
- イ 目標を達成するための推進体制及び関係者の責務と役割
- ウ 目標の達成に要する期間
- エ 目標を達成するための方策
- オ 評価及び見直し
- カ 進捗状況及び評価結果の広報、周知方法

4 母子保健計画策定の手順等

母子保健担当部局を中心として母子保健計画を策定するものとし、保健、医療、福祉及び教育の連携を確保するため、児童福祉担当部局、教育委員会をはじめとする関係部門との緊密な連携を図ること。

母子保健計画を策定する際、技術的見地から見て、全国に共通すると考えられる手順等を参考までに示す。また、策定又は見直しに当たっては、「母子保健施策の実施について」（平成8年児発第933号厚生省児童家庭局長通知）の別紙「都道府県等及び市町村における母子保健事業指針」の内容にも留意すること。

(1) 市町村が策定する母子保健計画について

市町村は、各母子保健事業の主たる実施者であることから、事業の実施等を通じて課題を把握するとともに、これに対する対応を検討して事業に反映させ、きめ細かな支援につなげていくことが重要であることを念頭において、母子保健計画を策定すること。

ア 体制の整備（母子保健と医療、福祉、教育等との連携体制の構築）、協議の場の設置

母子保健計画の策定に当たっては、関係行政機関、関係団体等との協議の場を設けるなど、関係者の十分な連携の下に進めることが望ましい。具体的には、母子保健や医療、福祉、教育等の関係部局や関係機関・団体、有識者、住民の代表等から構成される母子保健連絡協議会を設置するなど、策定に当たっての体制整備をすることが求められる。

なお、保健所を持たない市町村については、当該地域を所管する保健所との連携を図ることも重要である。

イ 母子保健の現状把握・分析、住民のニーズ等の把握

市町村は、母子保健サービス利用者の意向及び生活実態並びに、サービスの量的及び質的なニーズを把握し分析した上で、市町村母子保健計画を策定することが求められる。このため、サービス対象者に対するニーズ調査を行うことが望ましい。

ウ 協議の場での検討（母子保健計画の目的、基本理念や骨子、課題や指標の数値目標、評価・見直し、結果の公表について等）

市町村は、住民のニーズや実態に応じたきめ細かな支援に結びつける必要がある。このため、

母子保健計画の進捗状況を管理し、定期的に評価し、結果を公表することが求められるものである。その具体的な方策、内容等については関係者が参画する協議の場において予め検討を行うことが必要と考える。

エ 母子保健に関する学識経験者の団体や住民からの意見の聴取

オ 母子保健計画の決定・公表

母子保健計画の決定後、ホームページ等で住民に公表することが求められる。

(2) 都道府県が策定する母子保健計画について

都道府県においては、広域的かつ専門的な視点から評価等を行うとともに、当該評価等も踏まえつつ、域内の地方公共団体間の役割分担や連携方策の検討等や域内の市町村に対する助言等を行うことが重要であることを念頭において、母子保健計画を策定すること。

ア 体制の整備（母子保健と医療、福祉、教育等との連携体制の構築）、協議の場の設置

母子保健計画の策定に当たっては、関係行政機関、関係団体等との協議の場を設けるなど、関係者の十分な連携の下に進めることが望ましい。具体的には、母子保健や医療、福祉、教育等の関係部局や関係機関・団体、有識者、住民の代表等から構成される母子保健運営協議会を設置するなど、策定に当たっての体制整備をすることが求められる。

イ 母子保健の現状把握・分析、住民のニーズ等の把握

都道府県は、各市町村が実施するニーズ調査・分析の結果を参考にしつつ、県全体の母子保健の現状把握・分析を行い、母子保健計画を策定すること。

なお、市町村がニーズ調査・分析を実施するにあっては、調査等が円滑に行われるよう、市町村に対する助言を行うとともに、都道府県と市町村がニーズ調査を共同して実施する場合には、都道府県が各市町村間の意見調整を行い、調査・分析等に努めることが望ましいこと。

ウ 協議の場での検討（母子保健計画の目的、基本理念や骨子、課題や指標の数値目標、評価・見直し、結果の公表について等）

前述のとおり、都道府県は、県内の課題の把握等を広域的かつ専門的な立場から行い、課題解決に向けて、県型保健所や指定都市、中核市、市町村といった地方公共団体間の役割分担や連携方策の検討等を行うことが求められる。また、都道府県は県全体の母子保健の課題を明確化し、健康格差の解消に向けた母子保健計画を策定し、定期的な評価、結果の公表をすることが求められる。こうしたことを踏まえ、その具体的な方策、内容等について関係者が参画する協議の場において予め検討を行うことが必要と考える。

エ 母子保健に関する学識経験者の団体や住民からの意見の聴取

オ 母子保健計画の決定・公表

母子保健計画の決定後、ホームページ等で住民に公表することが求められる。



5 母子保健計画の期間

母子保健計画の期間については、地域の実情に応じて、適宜設定して差し支えない。

6 他計画等との関係

母子保健計画の策定に当たっては、他の法律の規定による計画、指針等であって母子保健に関する事項を定めるものとの調和が保たれるようにするとともに、公衆衛生、社会福祉その他の母子保健と密接に関連を有する施策との連携を図るよう努めること。母子保健に関する内容又は母子保健と密接に関連する内容を含む計画等には、例えば次のようなものがある。

これらの計画のうち、特に、次世代育成支援対策推進法に基づく市町村行動計画及び都道府県行動計画については、母子保健に関する事項も盛り込むこととされていることから、これらの計画と母子保健計画を一体的に策定しても差し支えない。ただし、その場合には、母子保健計画に係る部分を取り出して状況把握、評価等が確実にできるよう工夫することが必要である。また、子育て支援計画等と一体的に取り組むだけでなく、母子保健の一義的な目的である、母子の生命を守り、母子の健康の保持・増進を図ることを念頭においた計画づくりが求められる。

- (1) 健康増進法（平成 14 年法律第 103 号）に定める基本方針及び都道府県健康増進計画
- (2) 次世代育成支援対策推進法（平成 15 年法律第 120 号）に定める市町村行動計画及び都道府県行動計画
- (3) 少子化社会対策基本法（平成 15 年法律第 133 号）第 7 条の規定に基づく大綱（「子ども・子育てビジョン」（平成 22 年 1 月 29 日閣議決定））
- (4) 子ども・子育て支援法（平成 24 年法律第 65 号）に基づく子ども・子育て支援事業計画及び都道府県子ども・子育て支援事業支援計画
- (5) 食育基本法（平成 17 年法律第 63 号）に基づく食育推進基本計画
- (6) 医療法（昭和 23 年法律第 205 号）第 30 条の 3 の規定に基づく基本方針及び第 30 条の 4 の規定に基づく医療計画
- (7) がん対策基本法（平成 18 年法律第 98 号）に基づくがん対策推進基本計画及び都道府県がん対策推進計画

第 3 母子保健計画の推進等

1 母子保健計画の推進体制

母子保健計画の推進体制については、第 2 の 4 の(1)(2)に定める協議の場を設けるなど、関係者が互いに情報を共有することにより、信頼関係を醸成し、円滑な連携が推進されるような体制を構築することが望ましい。

2 母子保健計画の推進状況の把握、評価及び再検討

母子保健計画の実効性を上げるためには、具体的な数値目標の設定と評価を行い、その評価結果に基づき、計画の内容を見直すことが重要である。

そのため、第2の3の(4)に示すとおり、施策の目標、推進体制、推進方策、評価・見直し方法(評価を行う組織を含む。)等を計画において、予め明らかにした上で、少なくとも5年を目途に母子保健計画の評価を行い、計画の見直しをすること。但し、指標のデータ等は、計画期間に関わらず、経年推移を把握する必要がある。

母子保健計画の策定に当たっては、各地方公共団体において指標を把握していただくこととなるが、こうしたデータについては、各地方公共団体における事業の評価への活用が有用であるのみならず、国において全国的な視点から評価等を行うことにより、地域間の健康格差の是正等に資するものである。このため、各地方公共団体においては、把握したデータを、国と共有することが可能となるような体制を整えることを願います。



【参考4】「都道府県社会的養育推進計画」の策定について

子発 0706 第1号
平成 30 年7月6日
厚生労働省子ども家庭局長

平成 28 年の児童福祉法等の一部を改正する法律（平成 28 年法律第 63 号）において、子どもが権利の主体であることが位置付けられるとともに、子どもの家庭養育優先原則が明記された。また、平成 29 年の児童福祉法及び児童虐待の防止等に関する法律の一部を改正する法律（平成 29 年法律第 69 号）において、在宅での養育環境の改善を図るため、保護者に対する指導への司法関与や、家庭裁判所による一時保護の審査の導入など、司法の関与の強化等がなされた。

これら児童福祉法等の抜本的な改正を受けて、平成 29 年8月に「新たな社会的養育の在り方に関する検討会」において、今後の社会的養育の在り方を示す「新しい社会的養育ビジョン」が取りまとめられた。

改正児童福祉法等の理念のもと、「新しい社会的養育ビジョン」で掲げられた取組を通じて、「家庭養育優先原則」を徹底し、子どもの最善の利益を実現していくことが求められている。

このため、改正児童福祉法等を受けて、既存の都道府県推進計画を全面的に見直し、新たに都道府県社会的養育推進計画を策定いただきたい。

今般、策定に当たって踏まえるべき基本的考え方や留意点などのポイントをまとめた「都道府県社会的養育推進計画の策定要領」を別添のとおり作成したので、通知する。

貴職におかれては、内容について御了知いただき、児童相談所はじめ管内の市区町村、施設等の関係機関等に対し周知を図るとともに、この要領を基に計画の全面的な見直しに向けた準備や検討を進め、2018 年度から可能なものから、順次速やかに取組を進めつつ、2019 年度末までに新たな計画を策定していただきたい。

なお、本通知は、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 245 条の4第1項の規定に基づく技術的助言である。

(別添)

都道府県社会的養育推進計画の策定要領 【概要】

1. 今回の計画策定の位置付け

- ・ 「社会的養護の課題と将来像」を基に、各都道府県で行われてきた取組については全面的に見直し、子どもの権利保障のために、できるだけ早期に、平成28年改正児童福祉法の理念のもと、「新しい社会的養育ビジョン」で掲げられた取組を通じて、「家庭養育優先原則」を徹底し、子どもの最善の利益を実現していくことが求められている。
- ・ その過程においては、子どもの最善の利益を念頭に、すべての子どもが健全に養育される権利を持っていることを十分踏まえ、子どもが不利益を被ることがないように、十分な配慮が必要である。そのような取組が計画的かつ速やかに進められるよう、2019年度末までに策定する新たな計画について、国として、策定要領を示すものである。

2. 基本的考え方

- ・ 今般の見直しの対象は、在宅での支援から特別養子縁組、普通養子縁組、代替養育や自立支援などが網羅されている。これらの項目すべては緊密につながっており、一体的かつ全体的な視点をしっかりと持って進めていく必要がある。
- ・ 都道府県や市区町村、特別養子縁組の養親、里親、乳児院等の児童福祉施設などの関係者に抜本的な改正となる平成28年改正児童福祉法の理念等が徹底されるとともに、何よりも子ども達の最善の利益のために着実に進めていくことが必要である。
- ・ 各都道府県においては、これまでの地域の実情は踏まえつつも、子どもの権利や子どもの最善の利益はどの地域においても実現されるべきものであること、及び国における目標を十分に念頭に置き、計画期間中の具体的な数値目標と達成期限を設定し、その進捗管理を通じて、取組を強化する。
- ・ 国においては、毎年、各都道府県における計画の取組及び「評価のための指標」等をとりまとめ、進捗のモニタリング及び評価を行い、公表するとともに、進捗の検証を行って取組の促進を図る。

3. 都道府県推進計画の記載事項

- (1) 都道府県における社会的養育の体制整備の基本的考え方及び全体像
- (2) 当事者である子どもの権利擁護の取組（意見聴取・アドボカシー）
- (3) 市区町村の子ども家庭支援体制の構築等に向けた都道府県の取組
- (4) 各年度における代替養育を必要とする子ども数の見込み
- (5) 里親等への委託の推進に向けた取組
- (6) パーマネンシー保障としての特別養子縁組等の推進のための支援体制の構築に向けた取組
- (7) 施設の小規模かつ地域分散化、高機能化及び多機能化・機能転換に向けた取組
- (8) 一時保護改革に向けた取組
- (9) 社会的養護自立支援の推進に向けた取組
- (10) 児童相談所の強化等に向けた取組
- (11) 留意事項